

一般名処方に関するお知らせ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品の提供がしやすくなります。

2024年10月からは厚生労働省の通知により、医療上の必要性があると認められた場合を除き、後発品のある先発医薬品（長期収載品）の処方を患者さんが希望された場合は、後発医薬品との差額の一部をご負担いただくこととなりました。ご理解、ご協力をお願い致します。

2025年6月1日

みさと健和クリニック